

徳島銀行

昭和51年から平成19年まで、徳島銀行の監査を担当した。実に31年間である。監査終了の挨拶の時、不覚にも涙を流してしまった。役員総出の送別会にも感激した。大切な思い出である。

本年6月25日、娘の孝志茜（公認会計士）が徳島銀行の社外取締役役に選任された。新日本監査法人東京事務所において金融機関監査も経験している。しかし、まだ31歳。少しでもお役に立てればと願っている。



（竹内）

税分野のマイナンバー

マイナンバー制度は、社会保障・税及び災害対策の分野における行政運営の効率性を向上させ、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤の整備を図ること等を目的として導入され、平成27年10月より個人番号・法人番号が通知され、次いで、平成28年1月より社会保障・税・災害対策の分野において、順次利用が開始されます。

各税目毎の一般的な番号記載時期は下表のようになります。

税目	記載対象	一般的な場合
所得税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合 ⇒平成28年分の確定申告期（平成29年2月16日から3月15日まで）
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合 ⇒平成29年2月1日から3月15日まで
法人税	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合 ⇒平成29年2月28日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から	＜個人＞平成28年分の場合 ⇒平成29年1月1日から3月31日まで ＜法人＞平成28年12月末決算の場合 ⇒平成29年2月28日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書から	平成28年1月1日に相続があったことを知った場合 ⇒平成28年11月1日まで
酒税 間接諸税	平成28年1月1日以降の移出等に係る申告書から	平成28年1月分の場合 ⇒平成28年2月1日から2月29日まで
法定調書	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から（※）	（例）平成28年分給与所得の源泉徴収票、 平成28年分特定口座年間取引報告書 ⇒平成29年1月31日まで （※）平成28年1月1日前に締結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以降に金銭等の支払等が行われるもの（に係る「番号」の告知及び本人確認については、同日から同日以降3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払いの時までの間に行うことができます。
申請書 届出書	平成28年1月1日以降に提出すべき申告書等から	各税法に規定する、提出すべき期限

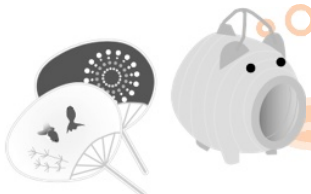
（大寺）

研修会・懇親会のご案内

今年も下記の日程で研修会・懇親会を開催いたします。
役職員一同、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

日 時 平成27年9月11日（金）
場 所 ホテルクレメント徳島

内容等詳細は、さくら通信8月号でご案内させていただきます。



算定基礎届の提出について

「算定基礎届」の提出の時期が参りました！

毎年1回、4・5・6月に支払われた報酬を「算定基礎届」に記入し、提出することにより本年9月から翌年8月(原則)までの標準報酬月額(社会保険料)が決定されます。この標準報酬月額は、厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、正しい届出が必要です。

また、今年度は厚生年金保険法の改正に伴い、算定基礎届(総括票)に日本年金機構が把握している会社法人等番号が記載されています。

提出期限 **平成27年7月1日(水)～平成27年7月10日(金)**

対象となる方 平成27年5月31日までに資格を取得し、平成27年7月1日現在被保険者である方

※当社労士法人に委任いただいている事業所様においては、こちらでまとめて提出させていただきます。

労働保険の年度更新

平成26年度確定 労働保険料・一般拠出金の申告
平成27年度概算

当事務組合(徳島県労務能率協会)に委託いただいている事業所様においては、すでに提出いたしております。
まだお済みでない事業所様は、至急申告・納付して下さい。

申告・納付期限 平成27年7月10日(金)

提出はお済みでしょうか？



(松村)

7月の社会保険労務

10日	一括有期事業開始届く概算保険料160万円未満:請負金額19,000万円未満の工事>(労働基準監督署) 健保・厚年の報酬月額算定基礎届<7月1日現在>(年金事務所) 労働保険料概算・確定申告書の提出(労働基準監督署) 労働保険料の納付(郵便局または銀行) 労災保険一括有期事業報告書提出(労働基準監督署)	31日	労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満4月～6月分>(労働基準監督署) 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行) 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所) 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届
15日	身障者・高齢者・外国人雇用状況報告書提出(公共職業安定所)		※ 国家安全週間(1日～7日) 勤労青少年の日(第3土曜日)

建設係

平成27年度入札・契約制度の改正及び運用の改善について3

先月号に引き続き入札・契約制度の改善について主なものを紹介してまいります。

項目	実施内容
地域を支える建設企業の適正な評価	①経営事項審査における建設機械の評価 建設機械の保有台数に応じた評価において対象機種を拡大する。 - 現行:ショベル系掘削機、トラクターショベル、ブルドーザー - 追加機種:移動式クレーン、大型ダンプ車、モーターグレーダー ②格付けにおける防災活動の評価 - 深夜、警報発令時、大雪時等に緊急出動を要請され、活動を行った場合に評価する。 - ボランティア活動として、大雪など異常気象時や浸水対応などの活動も評価する。 (ともに平成29年度の格付けから実施)

(岸上)

医療係

医療法人と理事長の取引～利益相反取引について①

医療法人の理事長個人と医療法人が直接取引を行う場合は、医療法人が不利益を被る可能性があるため、特別な手続きを踏む必要があります。

医療法人の利益を犠牲にして理事長個人の利益を優先する可能性のある行為を「利益相反取引」といい、医療法 46 条の 4 で利益相反取引については規定されています。

法 律	条 文
医療法 46 条の 4	6. 医療法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代理権を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

医療法人が理事長以外の役員と取引を行った場合

利益相反取引は理事長個人と医療法人が行った取引のみ該当します。従いまして、理事や監事と医療法人との取引は規制対象になりません。これは医療法人の業務執行代表者は理事長であり、理事や監事には医療法人の業務執行の代表権限がないという理由からです。

次月号では利益相反取引に該当する例と該当しない例を紹介します。 (後藤)

会計制度

原価計算と管理会計について③ ～原価計算について②～

今回は、変動費と固定費について解説します。

費用には、大まかに分けると売上高や製造量に応じて増減する変動費と、売上高等にかかわらず一定に発生する固定費があります。管理会計を考えるうえでは、費用を変動費と固定費に分けるということは基本であり、かつ重要です。先月の設例でもう一度検討してみます。

	材料費	労務費	経費	合計
自社製造	40円	40円	20円	100円
外注	0円	0円	90円	90円



上記の表では、自社製造のほうが外注より原価がかかる計算になっています。

ところで、一般的に、労務費(＝人件費)は固定費と考えられています。なぜなら、売上高等の増減に応じて従業員を増減させることは困難であるからです。そこで、上記の設例においても、労務費は固定費として考えてみます。すると、以下のような計算式が成り立ちます。

- ① 自社製造 材料費 40 円 + 労務費 40 円 + 経費 20 円 = 原価 100 円
- ② 外注 経費 90 円 + 労務費 40 円 = 原価 130 円

労務費は、自社製造から外注に切り替えたとしても、固定費なので発生し続けます。したがって、外注よりも自社製造のほうが原価は低い＝自社製造すべき、という結論になります。

もっとも、自社製造から外注に切り替えて、あまった人員を別製品の製造に投入するようなケースもあります。このような場合には、原価だけではなく、利益をケースごとに比較していくこととなりますが、いずれにしても変動費と固定費を把握することが適切な意思決定を行う上では大切です。

(孝志洋)

7月の税務

- 1 所得税の予定納税額の納付(第1期分) 納期限…7月31日

2 所得税の予定納税額の減額申請 申請期限…7月15日

3 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付
納期限…7月中旬において市町村の条例で定める日

4 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…7月10日(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)

5 5月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
申告期限…7月31日

6 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…7月31日

7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税> 申告期限…7月31日
- 8 11月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
申告期限…7月31日

9 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
申告期限…7月31日

10 消費税の年税額が4800万円超の4月、5月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
申告期限…7月31日

※ 税理士法施行64周年
昭和26年6月15日公布
昭和26年7月15日施行

資産税係

生前贈与と遺留分減殺請求

相続人には、必ず受取ることのできる最低限度の相続財産を得る権利が、法律によって与えられています。この権利が“遺留分減殺請求”です。

相続人以外に対する生前贈与は、死亡する1年以内になされたものか、遺留分を侵害することを知ってなされたものでない限り、遺留分減殺請求の対象とはなりません。

しかし、相続人に対する生前贈与は、基本的には死亡時の1年以上前になされたものであっても遺留分減殺請求の対象となります(最高裁判所平成10年3月24日判決)。なぜなら、もしも、死亡の1年以上前になされた生前贈与が遺留分減殺請求の対象とならないのであれば、遺留分を主張されたくない相続人と被相続人が共謀して、全財産を生前贈与し、それから1年以上経ってから相続が開始すれば、他の相続人は遺留分減殺請求できなくなってしまいます。そうすると、遺留分の制度が全く無意味となってしまうからです。

どれくらい昔の生前贈与まで遺留分減殺請求の対象となるかについては難しいところですが、5～10年前の生前贈与は、よほどの事情がない限りは遺留分減殺請求の対象となる可能性が高いと言われています。(坂田)

リスマネ委員会

企業防衛準備資金とは…

近年、企業をとりまく環境も各種リスクも激変しています。そのような状況の中で、企業の経営者、幹部社員の方々に不測の事態が発生した場合の企業に与える経済的損失は多大なものとなります。こうしたリスクに対応するために、当事務所では、企業の万一の場合に必要な保障額(標準保障額)の算定をさせていただきます。

今月は、標準保障額の一つ、「企業防衛準備資金」についてご説明します。

企業防衛準備資金…円滑に事業を承継するために準備する資金

- ① 運転資金＋固定費 < 経営者死亡による売上ダウンや会社の信用力低下に対して備える資金 >
- ② 借入金対策資金 < 担保差押という事態にならないよう、経営者死亡時に借入返済にあてる資金 >
- ③ その他負債 < リース残債など帳簿上表示しない債務で、経営者死亡時に一括返済が必要な資金 >
- ④ 現金化可能な資産【控除項目】 < 現預金・有価証券など即現金化が可能な資産 >
- ⑤ 納税準備資金

$$\frac{(\text{①} + \text{②} + \text{③} - \text{④})}{(1 - \text{法人税等実効税率})} - (\text{①} + \text{②} + \text{③} - \text{④})$$

< 生命保険は保険金受取時に益金となるため、納税に必要な資金 >

計算式は ①＋②＋③－④＋⑤＝企業防衛準備資金 となります。

この他にも、事業背景や個人事情等も考慮しながら、企業防衛のための必要保障額を算定いたします。

(さくらビジネス)

さくら税理士法人 新入職員紹介 — 近藤 直輝 —

皆様はじめまして、5月1日よりさくら事務所でお世話になっています近藤直輝です！

入社して1ヶ月経過しましたが、業務や生活など慣れないことも多くありアワアワしています(;_<) しかし、新鮮な気持ちで日々を送っていることに充実を覚えております(´・ω・`)

休日はカメラをもって県内外に旅行に行ったり写真を撮りに行ったり、家でパソコンを組み立てたりと、アウトドアとインドアを兼ね備えています！本格的に暑くなってきたら神山町の雨乞いの滝に出向いて涼みにいこうと計画中。。

最後になりましたが、まだまだ分からないことも多くご迷惑をおかけすることもあると存じますが、精一杯がんばりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を買取または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181